

議案第48号

渋谷区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月11日

渋谷区長 長 谷 部 健

渋谷区印鑑条例の一部を改正する条例

渋谷区印鑑条例（昭和50年渋谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「許可証若しくは」を「許可証又は」に改め、「又は在留カード若しくは特別永住者証明書」を削り、同項第2号中「東京都の」を削る。

第9条の2の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第1項中「（以下「個人番号カード」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」に改め、同条第2項及び第3項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第18条第1項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第19条の2第1号中「電子署名等」を「個人番号カード等（電子署名等）に、「された個人番号カード」を「されているものに限る。）」に改め、同条第2号中「公的個人認証法」を「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法）に、「移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう」を「ものに限る」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(渋谷区印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 渋谷区印鑑条例の一部を改正する条例（平成20年渋谷区条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(説明)

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。